

NPO法人リスの森定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人はNPO法人リスの森という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府高槻市東五百住町3丁目6番24号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地方移住者、外国にルーツを持つ者・難民認定申請者、引きこもり経験者、生活困窮者、フリーターなど、現代において周辺化され、社会的な資源にアクセスするのが困難な多様な存在の居場所・コミュニティスペースづくりを支援したり、居場所・コミュニティスペースを運営することを主な目的とする。その活動により、農山漁村または中山間地域の振興、福祉の増進、人権の擁護、国際協力、環境の保全、経済活動の活性化、学術、文化、芸術などの振興などを図り、公益の増進に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う

1.居場所・コミュニティスペースの運営事業

地方移住者、外国にルーツを持つ者、引きこもり経験者、生活困窮者、フリーター等が集い、交流できる居場所（シェアハウス、コミュニティスペース、交流拠点等）の設置及び運営。

2.居場所・コミュニティスペースづくりに関する支援事業

多様な当事者の居場所づくりを志す個人・団体に対する、ノウハウの提供、ネットワーク構築、コンサルティング、資金確保の支援。

3.地域振興・移住定住促進・環境保全事業

農山漁村及び中山間地域における移住者の受け入れ支援、空き家の改修・活用、並びに地域住民・都市住民との交流を促進し、地域を活性化する事業。また農地や森林などの自然環境を保全、維持する活動。

4.難民支援事業

難民認定申請者などに対する、シェルターやシェアハウスへの入居支援などの活動

5.人権擁護・国際協力・交流事業

地域や国境を越えた課題に関する国際的なネットワーク構築、及び相互理解のための交流事業、シンポジウム、ワークショップの開催、国際的な研究発表、及び情報発信。

6.地域通貨の運用などによる相互扶助及びコミュニティ形成事業

地域通貨の発行・管理及び活用などを通じ、社会的な資源にアクセスするのが困難な参加者間の技能や時間の交換、助け合い（共助）を促進し、地域資源の循環と住民同士のネットワークを構築する事業。

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は次の2種とし、運営会員（以下正会員）を持って特定非営利活動推進法上の社員とする

・正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

・賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助する個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反した時
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員をおく

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- (3) 理事のうち1人以上を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事、代表理事は、総会において正会員の中から選任する

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない
- 3 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表しその業務を総理する

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務執行する
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これは総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、理事会を招集すること

(任期)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまではその任期を延長する
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認めるとき。
- (2) 職務の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事会が定める

(事務局及び職員)

第19条 この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局及び必要な職員を置くことができる

2 事務局長及び職員は、理事会が任免する

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の決定をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事会が招集する。

2 理事会は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議的事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条、第29条、第45条の適用については、総会に出席したものとみなす
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(決議の省略)

第29条 理事または正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 借入金その他新たなる義務の負担金及び権利の放棄
- (5) 資産の管理の方法
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は代表理事が招集する

- 2 代表理事は第33条2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により事前に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事の中で互選で選出とする

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び、第38条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については議事録を作成しなければならない

- 2 議事録には会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない
- 3 前2項の規定にかかわらず理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、議事録を作成しなければならない

第7章 資産の構成

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げられるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会が定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第43条 この法人の事業計画は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、法第31条第1項に規定する事由（目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能、正会員の欠亡、合併、破産手続き開始の決定、所轄官庁による設立の認証の取り消し、総会の決議）により解散する。

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事：末岡友行

理事：松本智志

理事：今政肇

理事：中西淳貴

理事：渡辺一樹

理事：HAN KYOUNG AE

監事：高橋淳敏

- 3 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員（正会員）：年会費 5千円

(2) 賛助会員：年会費 千円以上

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

役員名簿

NPO 法人リスの森

役職名	ふりがな 氏名	報酬の有無
理事	すえおか ともゆき 末岡 友行	無
理事	わたなべ かずき 渡辺 一樹	無
理事	ほん きょん え HAN KYOUNG AE	無
理事	なかにし あつき 中西 淳貴	無
理事	まつもと さとし 松本 智志	無
理事	いままさ はじめ 今政 肇	無
監事	たかはし あつとし 高橋 淳敏	無

設立趣旨書

NPO法人リスの森

設立代表者 末岡 友行

1. 趣旨

都市部では、引きこもり経験者や生活困窮者、不安定な雇用形態にあるフリーター、さらには外国にルーツを持つ者や難民認定申請者などが、公的資源や人的ネットワークにアクセスできず、社会の「周辺」に取り残されています。また、地方においては、人口減少や高齢化が進む一方で、新たな可能性を求めて移住した人々が十分な社会的資源にアクセスできず、移住を断念するケースも見受けられます。

私たちは、こうした「周辺化された人々」が、属性や背景を問わず安心して身を寄せ、他者とながら、自らの役割を見出せる「居場所（サードプレイス）」が決定的に不足していると考えています。

そこで私たちは、空き家や空き店舗、耕作放棄地といった地域の未利用資源を、多様な当事者が集うコミュニティスペースやシェアハウスとして再生・運営する活動を開始します。さらに、従来の法定通貨のみに依存しない「地域通貨」等の仕組みを導入することで、技能や時間の交換を通じた新たな「共助」の形を構築します。

リスは秋の実りのどんぐりを見つけると蓄えるため土の中に埋め、それがいつしか豊かな森を作ります。どんぐりのようにこれまで十分に活用されなかった社会的な余剰資源を集め、現代社会の諸課題を解決するための活動団体を作りたいと思います。

これらを「居場所づくり」という軸で繋ぎ合わせ、誰もが排除されることなく、それぞれが違いを持ちながら、豊かに共生できる社会の実現に寄与するため、ここに「NPO法人リスの森」を設立いたします。

2. 設立に至るまでの経過

これまで私たちは、各自が個人や団体として大阪府高槻市および北摂地域、さらには、関西・関東において、農村の移住者との交流や、生活に困窮する都市住民の居場所づくり、外国籍住民との交流事業を草の根的に行ってまいりました。

活動を続ける中で、単発の活動だけでは解決できない根深い社会的資源の問題を痛感し、継続的かつ公的な信頼性を備えた組織として活動を広げる必要性を認識しました。2026年2月9日、志を同じくする有志が集まり、活動の拠点となる「リスの森」の構想を話し合い法人設立を決定。法人格を取得することで、行政や地域住民との連携を強化し、空き家の活用や難民支援用シェアハウスの安定的な運営、地域通貨の運用などを本格化させるため、本法人の設立を決定いたしました。

NPO法人リスの森 2026年度事業計画書

自：設立の日 2027年3月31日

1. 事業実施の方針

「周辺化された人々」の居場所づくりを最優先事項とし、高槻市を中心とした北摂地域において活動拠点を開設する。空き家等の未利用資源を確保し、多様な属性の人々が安心して集える環境を整えるとともに、地域通貨の試験導入を通じて、互助の仕組みの基礎を構築する。

2. 事業の実施に関する事項

- (1) 居場所づくり・コミュニティスペース運営事業
 - 高槻市内における活動居場所拠点の選定および物件の借り受けコミュニティスペースの開設。
 - 引きこもり経験者やフリーターの当事者が集えるよう読書会や食事会などの交流サロンの実施。上映会やお話会、コミュニティカフェができる場所としても運用。図書館スペースや生活相談もできる場所としても活用する。難民認定申請者の料理をみんなで食べる会などの交流イベントも実施する。
- (2) 共助促進のための地域通貨運用事業
 - 技能や時間の交換を可視化する地域通貨（仮称：ドングリ）のシステム設計。
 - NPOの活動に関わる参加者に対するポイント付与の実証実験（対象：約30名）。
- (3) 空き家や空き店舗を活用して社会的な居場所づくりをしようと考えている団体・個人への支援活動の実施
- (4) 社会資源の利活用に関する啓発事業
 - 「空きスペース（コモンズ）と相互扶助」をテーマとした公開ワークショップの開催（年1回）と調査・研究活動
 - SNSおよび紙媒体による活動情報の定期発信。

NPO法人リスの森 2027年度事業計画書

自：2027年4月1日 2028年3月31日

1. 事業実施の方針

初年度に構築した拠点を軸に、活動を「農」と「住」へ拡大する。空き家の活用によるコミュニティスペースの創出と、シェアハウス・シェルターの運営による安定的な居住支援を開始する。地域通貨の流通範囲を広げ、公的支援に頼り切らない持続可能な地域コミュニティのモデルを確立する。

2. 事業の実施に関する事項

- (1) コミュニティ拠点およびカフェ運営事業
 - 拠点の開放日数を拡大し、拠点内に「コミュニティカフェ」を併設し、交流の場としてさらに機能強化
- (2) 多層的な居住支援・シェアハウス運営事業
 - 空き家を購入しリノベーションし、難民認定申請者のシェルターと社会的資源にアクセスが困難な当事者が共生するシェアハウスの運営開始（1軒）。
- (3) 農村資源活用・連携事業
 - 近郊の耕作放棄地を活用した「リスの農園」の運営。
 - 都市住民を対象とした農村交流の拡大、農作業を通じての地産地食の実践
- (4) 地域通貨の本格運用・流通拡大事業
 - 地域通貨「ドングリ」を本格運用。地域の協力商店や個人農家等への導入を働きかけ、流通ポイントを拡大。
 - 収穫した農産物の地域通貨による交換。
- (5) 関連団体との連携・ネットワーク強化事業

- また空きスペース（コモンズ）を交流拠点・居場所づくりの場にしようとする内外の個人・団体とのネットワーク化と国際交流を強化する
- 空きスペースを居場所・交流拠点にすることを考えている個人・団体への支援活動の業務拡大。
- 都市住民を対象とした、未利用資源（空き家・農地）の提供に関する相談窓口の開設。
- 「空きスペース（コモンズ）と相互扶助」をテーマとした公開ワークショップの開催（年2回）と調査・研究活動

2026年度の会計案

1. 収益の部

(単位：円)

科目	予算額	備考
受取会費	60000	賛助20口(1,000円)・正会員10名(5,000円)
受取寄付金	700000	設立時寄付金
事業収益	90,000	イベント参加費、居場所利用料、物販等
収益合計	850,000	

事業費（特定非営利活動に係る事業）

科目	予算額	備考
基金繰入金	100000	追加物件を借りる時の頭金
交通費	30,000	スタッフの移動費実費
賃貸料	560000	居場所拠点賃貸料（3万円×12ヶ月分） 賃貸借入初期費用20万
光熱水費	60000	電気・水道・ガス 1万円×6ヶ月
通信費	30000	インターネット代5000円×6ヶ月
消耗品費	30,000	活動用備品、茶菓子代、地域通貨発行費用
印刷製本費	5,000	パンフレット、活動案内チラシ作成
次期継越金	35000	
事業費計	850000	

2027年度の会計案

1. 収益の部

(単位：円)

科目	予算額	備考
受取会費	105000	賛助30口(1,000円)・正会員15名(5,000円)
受取寄付金	800000	
基金	100000	物件借入頭金の寄付
事業収益	195000	イベント参加費、物販、居場所利用料等
先期繰越金	35000	
収益合計	1235000	

事業費（特定非営利活動に係る事業）

科目	予算額	備考
賃貸料	820000	居場所拠点（3万円×12ヶ月分等） シェルター借入（6万円×6ヶ月） 物件借入の初期費用（10万円）
交通費	40,000	スタッフの移動費実費
光熱水費	200,000	電気・水道・ガス代
通信費	100,000	インターネット代
消耗品費	70,000	活動用備品、茶菓子代、地域通貨発行費用
印刷製本費	5,000	パンフレット、活動案内チラシ作成
事業費計	1235000	